

「指定通所介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(福井県指定 第 1870100268 号)

当事業所はご契約者に対して、指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人 | 社会福祉法人 町屋福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 福井県福井市松本1丁目36番15号 |
| (3) 電話番号 | 0776-26-6280 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 石田 次男 |
| (5) 設立年月 | 昭和47年10月16日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|--------------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定通所介護事業所
平成12年2月29日指定 福井県 1870100268号
指定介護予防通所介護事業所
平成18年4月1日指定 福井県 1870100268号 |
| (2) 事業所の目的 | 利用者の社会的孤独感の解消、心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要支援又は要介護状態にある高齢者に対し、適切な通所介護サービス又は介護予防通所介護サービスを提供します。 |
| (3) 事業所の名称 | 花園デイサービスセンター |
| (4) 事業所の所在地 | 福井県福井市松本1丁目36番15号 |
| (5) 電話番号 | 0776-29-1188 |
| (6) 事業所長氏名 | 所長 松田 勝 |
| (7) 当事業所の運営方針 | 事業所の職員は、要支援又は要介護状態の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な世話及び機能訓練を行う。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。 |
| (8) 開設年月日 | 平成12年4月1日 |
| (9) 利用定員 | 1日40名 |
| (10) 事業所が行っている他の事業 | 当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。
〔訪問介護〕 平成12年 2月29日指定 福井県 1870100268号
〔介護予防訪問介護〕 平成18年 4月 1日指定 福井県 1870100268号
〔居宅介護支援事業〕 平成11年11月21日指定 福井県 1870100268号 |

3. 事業実施地域及び営業時間

- | | |
|----------------|-----|
| (1) 通常の事業の実施地域 | 福井市 |
|----------------|-----|

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月・火・水・木・金・土
受付時間	午前8時～午後5時
サービス提供時間	午前9時～午後4時30分

尚、希望により午前8時から午前9時及び午後5時から午後8時までの時間延長サービスを実施する。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供をする職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職員数
1. 事業所長	1 (兼務)
2. 介護職員	6以上
3. 生活相談員	1以上
4. 看護職員	2以上
5. 作業療法士	1 (委託)
6. 調理員	3 (委託)

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
1. 介護職員	勤務時間
	早出： 7：45～16：45 1名
	日中： 8：15～17：15 4名
	遅出： 9：30～18：30 1名
遅出： 10：00～19：00 1名	
2. 看護職員	日中： 8：30～17：30 1名以上

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の金額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

☆ 選択的サービスについては利用者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や実施日、実施内容等については、通所介護サービス計画に沿い、事業所と利用者で協議したうえで通所介護計画又は介護予防通所介護計画に定めます。

〈サービスの概要〉

☆ 共通的服务

- ・契約者が自立した生活を送るために、能力に応じて食事・入浴・排泄などの必要な介助を行います。

① 食事

・ 食事の準備・介助を行います。 (食事時間) 12:00～13:00

② 入浴

・ 入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 送迎サービス

・ ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

☆ 選択的サービス

①運動器機能訓練

・ 作業療法士により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止する為の訓練を実施します。

<サービスの利用頻度>

☆ 利用する曜日や内容等については、通所介護サービス計画に沿

いながら、ご契約者と協議の上決定し、通所介護サービス計画又は介護予防通所介護計画に定めます。

☆ ただし、契約者の状態の変化、通所介護サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

<サービス利用料金（1回あたり）>（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の所得や要介護度又は要支援度に応じて異なります。）

<利用者負担（1割）の算出方法>

$$\left[\begin{array}{l} 1ヶ月のサービス合計単位数 \times 10.14(\text{※地域加算}) = A \text{円}(1 \text{円未満切り捨て}) \\ A \text{円} - (A \text{円} \times 0.9 (1 \text{円未満切り捨て})) = B \text{円} (\text{利用者負担額}) \end{array} \right]$$

<利用者負担（2割）の算出方法>

負担割合証に2割負担と記入されている方

$$\left[\begin{array}{l} 1ヶ月のサービス合計単位数 \times 10.14(\text{※地域加算}) = A \text{円}(1 \text{円未満切り捨て}) \\ A \text{円} - (A \text{円} \times 0.8 (1 \text{円未満切り捨て})) = B \text{円} (\text{利用者負担額}) \end{array} \right]$$

<利用者負担（3割）の算出方法>

負担割合証に3割負担と記入されている方

$$\left[\begin{array}{l} 1ヶ月のサービス合計単位数 \times 10.14(\text{※地域加算}) = A \text{円}(1 \text{円未満切り捨て}) \\ A \text{円} - (A \text{円} \times 0.7 (1 \text{円未満切り捨て})) = B \text{円} (\text{利用者負担額}) \end{array} \right]$$

☆地域区分による人件費割合と上乗せ割合

人件費割合	45 (%)
福井市 (7級地)	3 (%)
1単位(円)あたり	10.14

I. 要介護度別 基本サービス費／日（通常規模 通所介護費）

表示：単位

サービス時間	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
2 時間以上 3 時間未満	272	311	351	392	432
3 時間以上 4 時間未満	370	423	479	533	588
4 時間以上 5 時間未満	388	444	502	560	617
5 時間以上 6 時間未満	570	673	777	880	984
6 時間以上 7 時間未満	584	689	796	901	1008
7 時間以上 8 時間未満	658	777	900	1023	1148
8 時間以上 9 時間未満	669	791	915	1041	1168

※令和 6 年 6 月 1 日報酬改定

II. 加算

☆サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算(I)	22 単位／回
サービス提供体制強化加算(II)	18 単位／回
サービス提供体制強化加算(III)	6 単位／回

＜サービス提供体制強化加算(I)の算定要件＞

- ・介護福祉士の占める割合 70%以上または、勤続年数 10 年以上の介護福祉士 25%以上配置されている事

＜サービス提供体制強化加算(II)の算定要件＞

- ・介護職員の総数のうち介護福祉士が 50%以上配置されていること。

＜サービス提供体制強化加算(III)の算定要件＞

- ・指定通所介護を利用者に直接提供する職員の総数の内、介護福祉士の占める割合 40%以上または、勤続年数 7 年以上の介護福祉士 30%以上である事

☆認知症加算

認知症加算	60 単位／回
-------	---------

＜算定要件＞ 次に掲げるいずれにも適合していること。

- (1)指定基準に規定する介護職員又は看護職員の員数に加え。介護職員又は看護職員を常勤換算方法で 2 以上確保していること。
- (2)前年度又は算定日が属する月の前 3 か月間の利用者の総数のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合が 20%以上であること。
- (3)指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修等を修了した者を 1 以上確保していること。

☆中重度者ケア体制加算

中重度者ケア体制加算	45 単位／回
------------	---------

＜算定要件＞ 次に掲げるいずれにも適合していること。

- (1) 指定基準に規定する介護職員又は看護職員の員数に加え。介護職員又は看護職員を常勤換算方

法で2以上確保していること。

- (2) 前年度又は算定日が属する月の前3か月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が30%以上であること。
- (3) 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1以上確保していること。

☆個別機能訓練加算

個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56 単位/回
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	76 単位/回

＜個別機能訓練加算(Ⅰ)の算定要件＞ 次に掲げる基準のいずれにも適合していること。

- (1) 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下「理学療法士等」という。）を一名以上配置していること。
- (2) 個別機能訓練計画の作成及び実施において利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。
- (3) 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。
- (4) 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直しを行っていること。

＜個別機能訓練加算(Ⅱ)の算定要件＞ 次に掲げる基準のいずれにも適合していること。

- (1) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を一名以上配置していること。
- (2) 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者の生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画を作成していること。
- (3) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。

☆介護職員等処遇改善加算（通所介護）

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数にサービス別加算率(9.2%)を乗じた単位
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数にサービス別加算率(9.0%)を乗じた単位
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数にサービス別加算率(8.0%)を乗じた単位
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数にサービス別加算率(6.4%)を乗じた単位

※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

☆科学的介護推進体制加算

科学的介護推進体制加算	1月に40単位
-------------	---------

①利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出すること②必要に応じて通所介護計画を見直すなど、サービス提供にあたり①に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用すること。

6. 介護保険の給付対象とならないサービス（*契約書第5条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

- ① 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。
 - ② 食事の提供にかかる費用
ご契約者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。
料金：1回 700円（おやつ100円、昼食600円）
 - ③ レクリエーション、クラブ活動
ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
利用料金：材料代等の実費をいただきます。
 - ④ 日常生活上必要となる諸費用実費
日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。
紙パンツ代：150円 オムツ代：100円 尿とりパット代：30円
ノート・ケース代：各100円 髭剃り剃刀代：40円
- ☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

7. 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 下記指定の預金口座振替依頼書により自動引落し 福井ネット（株）

イ. 直接現金払いとする。

＜利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）＞

☆利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスを中止、変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

☆月のサービス利用日や回数については、契約者の状態の変化、通所介護サービス計画又は位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

☆ご契約者の状態の変化等により、サービス提供量が、通所介護計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、居宅介護事業所と調整の上、変更又は要支援認定の変更申請、要介護認定申請の援助等必要な支援を行います。

☆サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に掲示して協議します。

8. 事故発生時における対応

- （1）事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、管理者に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- （2）事業者は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき理由により賠償すべき時事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- （3）事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

9. 苦情の受付について（契約書第20条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） [職名] 所長 松田 勝
相談員 辻岡よし美

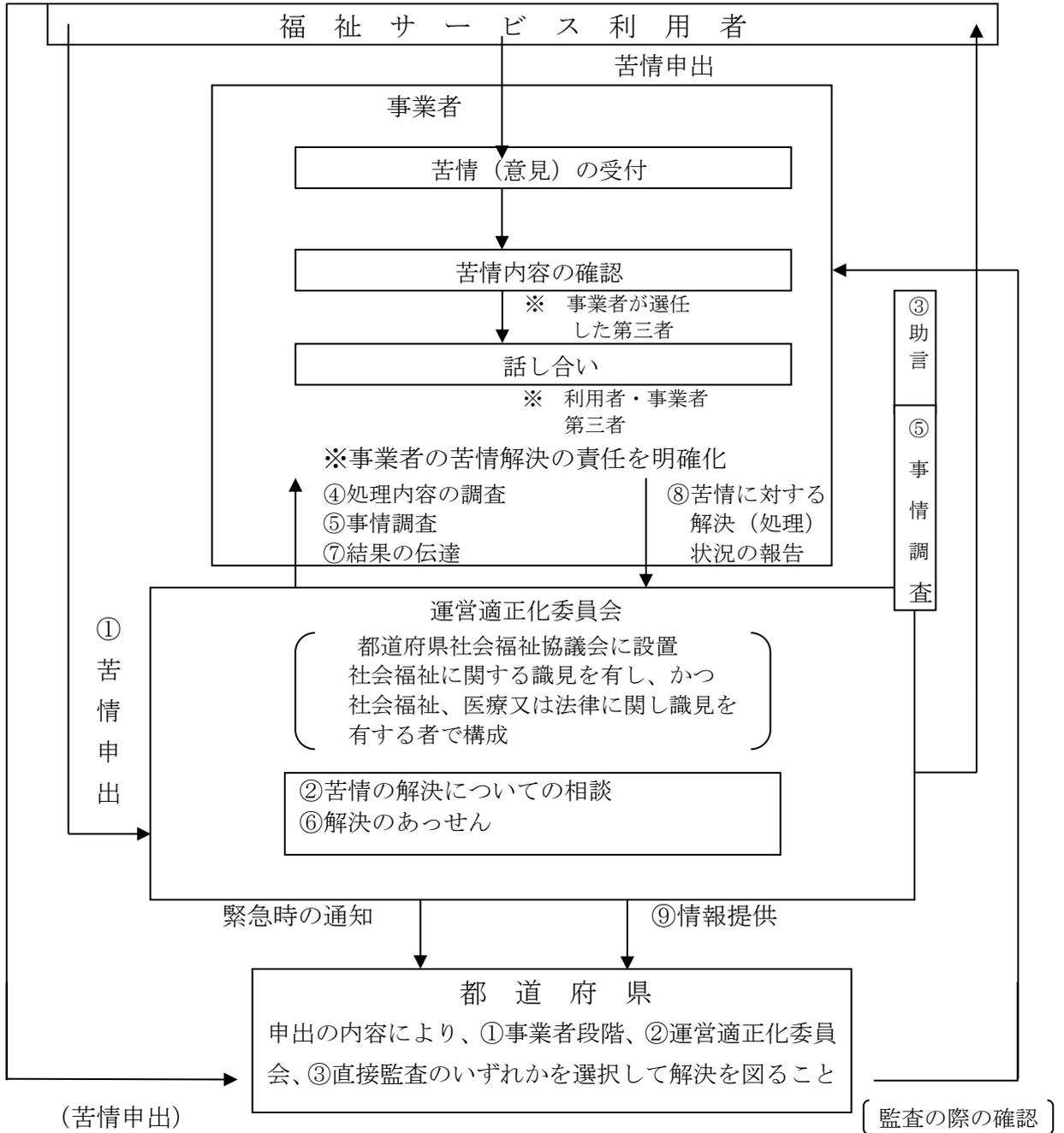
○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

また、苦情受付ボックスを玄関ホールに設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

要望苦情等の内容	窓 口	T E L
福祉サービス全般	福井県社会福祉協議会 運営適正委員会窓口	0776-24-2339
介護保険サービス	福井市介護保険担当課	0776-20-5715
介護保険サービス	福井県国民健康保険団体連合会 苦情処理窓口	0776-57-1614

福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの概要図



① この重要事項説明書は、厚生省令第 35 号（平成 18 年 3 月 14 日）第 8 条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

〈重要事項説明書付属文書〉

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上 4 階
- (2) 建物の延べ床面積 1,702.21
- (3) 事業所の周辺環境 日当たり良好・騒音小

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

- 介護職員 ・・・ご契約者の日常生活の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
5名の利用者に対し1名以上の介護職員を配置しています。
- 生活相談員 ・・・ご契約者の日常生活の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
1名以上の生活相談員を配置しています。
- 看護職員 ・・・主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等もを行います。1名以上の看護職員を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計

① 当事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）に介護予防通所介護計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

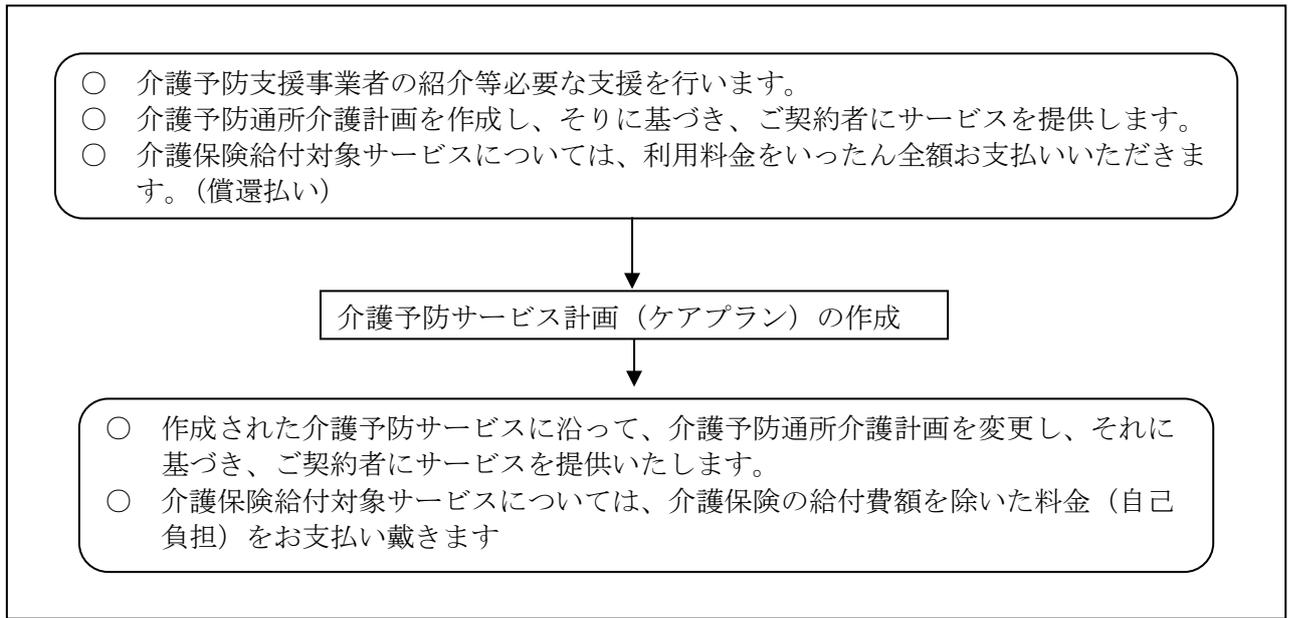
② その担当者は介護予防通所介護計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

③ 介護予防通所介護計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して通所介護計画を変更いたします。

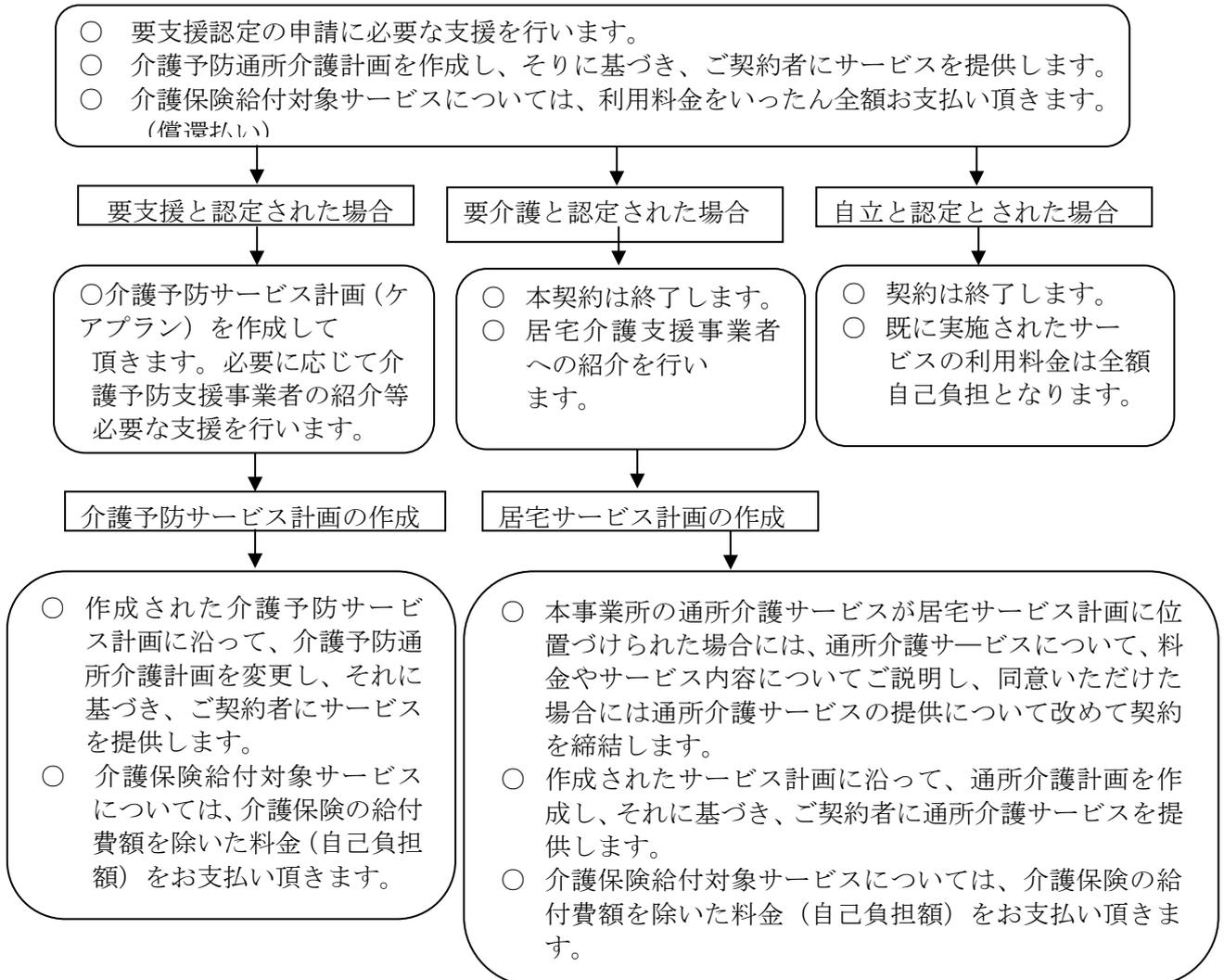
④ 介護予防通所介護計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

(3) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要支援認定を受けている場合



②要支援認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設、設備の使用上の注意（契約書第11条参照）

○施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

○ご契約者が故意又は過失で貴重品を持ち込まれ紛失した場合には、当事業所は一切の責任を問いません。

(2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要支援認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日間までに契約者から契約終了の申し入れがない場合は、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第15条参照）

① ご契約者が死亡した場合

② 要介護認定又は要支援認定によりご契約者の心身の状況が要介護又は自立と判定された場合

③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

④ 施設の減失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合

⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）

⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 16 条、第 17 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入所された場合
- ③ ご契約者の「介護予防サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者をご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 18 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(4) 契約の終了に伴う援助（契約書第 15 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。